事務連絡（人・人給）第７４号
２０２６年１月１９日

各本部長　殿
各所属長　殿

人事部長
健康保険組合理事長

# ２０２６年度　定期健康診断（特定健康診断を含む）の実施について

みだしの件については、来年度の定期健康診断を下記の要領で実施するので、該当者は全員漏れなく受診をするよう徹底されたい。

記

１　実施期間

２０２６年４月１日から８月３１日までの５ヵ月間

※ 深夜業務に従事している者は、おおよそ６ヶ月後に受診する第２回目の健康診断も受診させること。

２　実施医療機関

各所属において委託契約中の健診医療機関

３　受診対象者

| | |
|---|---|
| 34 歳以下の社員 | 定期健診 |
| ① 35 歳～39 歳の社員<br>② 40 歳以上で人間ドックを受診しない社員 | 生活習慣病健診 |
| ① 40 歳以上で人間ドック受診を希望する社員<br>② 40 歳未満の管理職で人間ドック受診を希望する社員 | 人間ドック |
| 婦人科健診を希望する女性社員 | 婦人科健診 |

注)１　２０２６年３月１日以降に入社した者は、「雇入れ時健康診断」を実施してから日が浅いため除外する。

注)２　契約社員については、以下の者を受診させること。

・正社員と同様の勤務状態にある者。
・週の所定労働時間が、正社員の週所定労働時間の４分の３以上である者。
・勤務が過去６ヵ月間継続しており、さらに６ヵ月間継続する見込みのある者。

4　検査項目

（1）別紙１「２０２６年度　健康診断検査項目」のとおり

＜委託契約中の健診医療機関で受診する場合の受診料金目安＞

・定期健診　　…　7,000 円（29 歳以下）

　　…　8,000 円（30 歳～34 歳）

・生活習慣病健診　…　25,000 円（35 歳～39 歳、または 40 歳以上で人間ドック受診しない者）

・人間ドック健診　…　43,000 円（40 歳以上希望者、または 40 歳未満管理職の希望者）

（2）前年度からの変更点は、本年度は“該当なし”とする。

（3）胃部検査について

胃部検査は、前年度と同様、胃部Ｘ線検査（バリウム）、胃部内視鏡検査（胃カメラ）、ＡＢＣ検診から選択制とする。対象者は、いずれか１つを選択し受診されたい。

＜ＡＢＣ検査とは＞

胃がんの原因となるピロリ菌の感染とピロリ菌の感染によって起こる委縮性胃炎の有無を検査し、将来的に胃がんに罹りやすいか否かのリスクを判定する検査であり、既に胃がんに罹っている人の早期発見を目的とした検査ではない。

昨年 ABC 検査を受診した場合は、今年は胃部Ｘ線検査（バリウム）、胃部内視鏡検査（胃カメラ）を受診することが望ましい。

注)１　上記のことを十分理解した上で選択すること。ＡＢＣ検診を選択した場合は、検査結果を踏まえて定期的に胃部内視鏡検査を受診する等、適切な判断をされたい。

注)２　検査結果によっては、胃部内視鏡による精密検査が必要になる。

注)３　実施していない健診機関もあるため、事前に委託先の健診機関に確認すること。実施していない場合は、これまで同様、胃部Ｘ線、または胃部内視鏡で受診されたい。

注)４　費用は、別紙１のとおり健保の負担とする。

5　定期健康診断の受診費用について

人間ドックの受診費用については前年度と同様、下記のとおり一部を自己負担とする。

<table>
<tr><th>健診内容</th><th>一次健診費用</th><th>二次健診費用（再検査）</th></tr>
<tr><td>定期健診</td><td rowspan="3">自己負担無し<br>（会社及び健保が全額負担）</td><td rowspan="4">再検査の一回目のみ自己負担無し<br>（健保で負担）。<br>※ 既往歴に関する者は除く。<br>※ その後の検査及び治療に要する費用は自己負担とする。</td></tr>
<tr><td>婦人科健診</td></tr>
<tr><td>生活習慣病健診</td></tr>
<tr><td>人間ドック健診</td><td>自己負担あり　5,000 円<br>（健保負担分の一部を自己負担）</td></tr>
</table>

6　自己負担の支払い方法について

人間ドック受診者の自己負担方法は、前年度と同様、以下のとおりとする。

（1）自己負担の支払い方法

人間ドック受診者は、受診後に健診医療機関の窓口にて 5,000 円を支払うものとする。具体的な流れについては、別紙２「２０２６年度　人間ドック自己負担金　処理フロー」を参照すること。

（2）各所属における主な処理の流れ

ア　人間ドック受診前の準備について

（ア）各所属 事務管理課

① 健診医療機関に対して、別紙２「人間ドック自己負担　処理フロー」を用いて、受診当日の 5,000 円の受領及び領収証の発行、5,000 円を差し引いた額を請求すること等を説明すること。また、健診費用の請求は会社への請求と健保への請求の 2 種類があるが、自己負担の 5,000 円は、健保への請求金額から差し引くことを併せて説明すること。

② 所属員に対しても事前に実施要領を説明し、所属員から人間ドック希望者を取りまとめ、健診医療機関と受診日の調整を行うこと。

イ　受診時及び受診後の処理について

（ア）人間ドック受診者

① 人間ドック受診後に、健診医療機関の窓口にて自己負担額 5,000 円を支払うこと。

② 5,000 円分の領収証を受領し、各自で保管すること。

（イ）各所属 事務管理課

① 健診医療機関から健診費用の請求書が送付された際に、健康保険組合負担分の請求書を健康保険組合へ送付すること。

② 人間ドックの領収証の提出は不要とする。但し、請求の誤りを防止するため、事務管理課においては所属員の受診状況の管理を十分に実施されたい。

※ 上記４～７に関する問い合わせは健康保険組合（03-6370-0161　担当：藤田）まで

7　報告事項

（1）労働基準監督署提出の「定期健康診断結果報告書」（控え）を１０月末日までに、以下のリンク先の forms へ提出する要領で人事部へ提出すること。

（2）提出にあたっては、上記の法定記入情報２点に加え、以下の計５項目を報告すること。forms 内のアンケート欄に記入する要領とする。

・在籍労働者数（法定記入情報）
・受診労働者数（法定記入情報）
・要再検査数（および報告時点の再検査受診者数）
・要精密検査数（および報告時点の要精密検査受診者数）
・要治療・医療（および報告時点の治療・医療開始数）

（3）労働者が常時 50 人以下の所属においても、同様の取り扱いとする。

【リンク】

定期健康診断（特定健康診断を含む）の実施について（2026 年度）　- フォームに記入する

8　受診時の注意事項

（1）受診中は、問診時も含めてマスクを着用すること。

（2）３７．５度以上の発熱や体調不良の場合には受診を控えること。

以上